

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	61
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	61
○土地改良法による道営換地処分.....	(農業施設管理課)	61
○土地改良法による国営換地処分.....	(農業施設管理課)	61
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	61
○道路の供用の開始 (2件).....	(維持管理防災課)	62
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(維持管理防災課)	62
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正.....	(調達課)	62

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	62
○特定調達契約に係る入札の公告 (3件).....	63
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	67

道公安委員会規則

○放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則.....	67
--	----

告 示

北海道告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年2月7日、沙流土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年2月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和6年2月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年2月20日

北海道知事 鈴木直道

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
一已中央2	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
峰 延 1	農業用排水施設	同
峰 延 2	同	同

北海道告示第82号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、当別町中央南地区及び奈井江町茶志内東1地区の換地処分をした。

令和6年2月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第83号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長沼町南長沼地区2工区の換地処分をした。

令和6年2月20日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年2月20日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字富里202・203（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			北海道知事 鈴 木 直 道		
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。					
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。					
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）					
北海道告示第85号					
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。					
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。					
令和6年2月20日					
			北海道知事 鈴 木 直 道		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日			
道道 滝之町伊達線	有珠郡壮瞥町字立香179番地先から伊達市西関内町333番地先まで	令和6年2月20日			
北海道告示第86号					
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。					
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。					
令和6年2月20日					
			北海道知事 鈴 木 直 道		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日			
道道 函館空港インター線	函館市高松町506番4地先から同市高松町506番1地先まで	令和6年2月26日			
同	函館市上湯川町293番86地先から同市上湯川町293番85地先まで	同			
北海道告示第87号					
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。					
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。					
令和6年2月20日					

1 道路の種類	道道				
2 路 線 名	船泊港利礼公園線				
3 道路の区域					
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
礼文郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ937地先から同郡礼文町大字船泊村字ヤンベマナイ945地先まで	前	13.70mから60.97mまで	241.52m	—	
	後	16.64mから75.50mまで	241.52m	—	

北海道告示第88号					
昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、令和6年2月23日から施行する。					
令和6年2月20日					
			北海道知事 鈴 木 直 道		
2 売りさばき人の項宗谷南農業協同組合の事項を削る。					

道 教 育 庁 教 育 局 告 示					
北海道教育庁空知教育局告示第11号					
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。					
なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。					
令和6年2月20日					
			北海道教育庁空知教育局長 山 口 利 之		
1 資格及び調達をする物品等の種類					
令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。					
(1) 契 約		令和6年2月20日に一般競争入札の公告を行う空知管内道立学校で使用する電力の需給契約（高圧）			
(2) 資 格		電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）			
(3) 物 品 等 の 種 類		電力			

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約電力が50kW以上の電力契約実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和6年2月20日（火）から同年3月13日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電 話 番 号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第12号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月20日

北海道教育庁空知教育局長 山 口 利 之

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
空知管内道立学校で使用する電力（高圧）
ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 21校21か所 合計1,359kW
イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 21校21か所 合計2,942,706kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道教育庁空知教育局告示第11号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局庁舎5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 令和6年3月22日（金）午前10時（送付による場合は、同月21日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和6年1月19日付け北海道教育庁空知教育局告示第2号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）において

ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書に記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。））が最低であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（銭単位の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
イ 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
ウ 電 話 番 号 0126-20-0142

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Sorachi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,359 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,942,706 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 22, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 21, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁石狩教育局告示第53号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月20日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和6年4月5日（金）

(4) 契約期間 令和6年4月8日から令和11年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年2月20日（火）から同月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室) (2) 入札日時 令和6年3月5日(火)午後2時(送付による場合は、同月4日(月)午後5時までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ(https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk)においてダウンロードすることができる。 8 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和5年11月7日付け北海道教育庁石狩教育局告示第141号 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。) 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合	落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 (3) 電話番号 011-204-5872 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 3 sets B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., March 5, 2024 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 4, 2024) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan Phone : 011-204-5872 北海道教育庁後志教育局告示第7号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。 令和6年2月20日 北海道教育庁後志教育局長 新 居 雅 人 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 <table> <tr> <td>ア A重油その1(小樽水産高校納入分)(1リットル当たりの単価)</td> <td>14,000リットル</td> </tr> <tr> <td>イ A重油その2(高等聾学校納入分)(1リットル当たりの単価)</td> <td>48,000リットル</td> </tr> <tr> <td>ウ A重油その3(小樽高等支援学校納入分)(1リットル当たりの単価)</td> <td>19,000リットル</td> </tr> <tr> <td>エ A重油その4(余市養護学校納入分)(1リットル当たりの単価)</td> <td>28,000リットル</td> </tr> </table>	ア A重油その1(小樽水産高校納入分)(1リットル当たりの単価)	14,000リットル	イ A重油その2(高等聾学校納入分)(1リットル当たりの単価)	48,000リットル	ウ A重油その3(小樽高等支援学校納入分)(1リットル当たりの単価)	19,000リットル	エ A重油その4(余市養護学校納入分)(1リットル当たりの単価)	28,000リットル
ア A重油その1(小樽水産高校納入分)(1リットル当たりの単価)	14,000リットル								
イ A重油その2(高等聾学校納入分)(1リットル当たりの単価)	48,000リットル								
ウ A重油その3(小樽高等支援学校納入分)(1リットル当たりの単価)	19,000リットル								
エ A重油その4(余市養護学校納入分)(1リットル当たりの単価)	28,000リットル								

アからエまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出のうち、A重油について届出をしていること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和6年2月20日（火）から同年3月4日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 ア 1の(1)のアからウまで 令和6年3月18日（月）午後1時30分	イ 1の(1)のエ 同日 午後3時 ア及びイについて送付による場合は、同月15日（金）午後5時までに必着とする。 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 令和5年9月1日付け北海道教育庁後志教育局告示第32号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsuιyouchou.html）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 (3) 電 話 番 号 0136-23-1979 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Fuel oil A (JIS class 1, No 1) 14,000 liters b Fuel oil A (JIS class 1, No 1) 48,000 liters c Fuel oil A (JIS class 1, No 1) 19,000 liters d Fuel oil A (JIS class 1, No 1) 28,000 liters B Bid tendering date and time : a, b, c 1:30 P.M., March 18, 2024
--	--

d3:00 P.M., March 18, 2024 (If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., March 15, 2024) CContact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan Phone : 0136-23-1979 北海道教育庁渡島教育局告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和6年2月20日 北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄 1落札に係る物品等の名称及び数量 デッキオープン及びボイル槽 一式 2落札を決定した日 令和6年1月18日 3落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ホシザキ北海道株式会社 (2) 住 所 札幌市白石区菊水1条4丁目1-8 4落札金額 9,200,000円 5契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6一般競争入札の公告 令和5年12月5日付け北海道教育庁渡島教育局告示第62号 7契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則 放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則（平成18年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。 別記第1号様式（表）中「納入通知書及び領収証書」を「「納入通知（納付）書及び領収証書」」に、「収納代理金融機関」を「北海道収納代理金融機関」に、「北海道内郵便局」を「北海道内各郵便局」に、「各警察署」を「全道各警察署」に改め、同様式（裏）中「各警察署」を「全道各警察署」に、「納入通知書及び領収証書」を「「納入通知（納付）書及び領収証書」」に、 「 (5) 記載されている納入場所に納付できない場合には、現金書留に納入通知書及び放置違反金を同封し、あなたを送り主として、下記の照会先に送付願います。 」 を 「 (5) 記載されている納入場所に納付できない場合には、現金書留に「納入通知（納付）書及び領収証書」及び放置違反金を同封し、あなたを送り主として、下記の照会先に送付願います。 (6) クレジットカード決済、インターネットバンキング等による放置違反金の納付（キャッシュレス納付）を行う場合には、今回同封した「納入通知（納付）書及び領収証書」に記載されているウェブサイトの内容に従って手続きしてください。納付の期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合であっても、キャッシュレス納付を行うことができます。 なお、キャッシュレス納付は、当該放置違反金を納付したことを証する書面が発行されませんので、車検拒否を受けている場合には、納入場所のいずれかの窓口でお納めください。 」 に改める。 別記第2号様式（裏）中「仮納付書」を「「納付（寄託）書及び領収証書」」に、 「 (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示場に表示することにより行います。 」 を 「 (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示場に表示することにより行います。 (6) クレジットカード決済、インターネットバンキング等による仮納付（キャッシュレス納付）を行う場合には、今回同封した「納付（寄託）書及び領収証書」に記載されているウェブサイトの内容に従って手続きしてください。仮納付の期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除
道 公 安 委 員 会 規 則 放置違反金に係る納付命令、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年2月20日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一 北海道公安委員会規則第3号	

く。)に当たる場合であっても、キャッシュレス納付を行うことができます。
なお、キャッシュレス納付は、仮納付を行ったことを証する書面が発行されません。

に改める。

別記第3号様式(裏)中「、押印の上」を削り、「口座振り込み」を「口座振込」に、「振込先金融機関店舗名」を「振込先金融機関・店舗名」に、

- 「
(2) ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、店名および店番号を記入してください。
(3) 申出人と口座の名義人が異なる場合は、同封の委任状に記載の上、申出書とともに返送してください。」を

- 「
(2) 申出人と口座の名義人が異なる場合は、同封の委任状に記載の上、申出書とともに返送してください。」に、

「振込が」を「振込みが」に、「払い渡し」を「払渡し」に、「送金通知書」を「支払通知書」に、「受け取りには」を「受取には」に、「送金通知書、」を「支払通知書、」に改める。

別記第4号様式中「印」を削り、

- 「
1 振込先金融機関店舗名 (銀行・郵便局) 支店
預金種別・口座番号 (普通・当座)
2 店名・店番号(ゆうちょ銀行の場合)
3 振込口座名(カタカナ)」を

- 「
1 振込先金融機関・店舗名 店
預金種別・口座番号 (普通・当座)
2 振込口座名(カタカナ)」に、

B
(払い渡し希望)

を

B
(払渡し希望)

に、「受取り」を「受取」に、「希望受取先金融機関店舗名

(銀行・郵便局) 支店」を「希望受取先金融機関・店舗名
店」に改める。

別記第6号様式(裏)中「、押印の上」を削り、「口座振り込み」を「口座振込」に、「振込先金融機関店舗名」を「振込先金融機関・店舗名」に、

- 「
(2) ゆうちょ銀行への振込みを希望する場合は、店名および店番号を記入してください。
(3) 申出人と口座の名義人が異なる場合は、同封の委任状に記載の上、申出書とともに返送してください。」を

- 「
(2) 申出人と口座の名義人が異なる場合は、同封の委任状に記載の上、申出書とともに返送してください。」に、

「振込が」を「振込みが」に、「払い渡し」を「払渡し」に、「送金通知書」を「支払通知書」に、「受け取りには」を「受取には」に、「送金通知書、」を「支払通知書、」に改める。

別記第7号様式中「印」を削り、

- 「
1 振込先金融機関店舗名 (銀行・郵便局) 支店
預金種別・口座番号 (普通・当座)
2 店名・店番号(ゆうちょ銀行の場合)
3 振込口座名(カタカナ)」を

- 「
1 振込先金融機関・店舗名 店
預金種別・口座番号 (普通・当座)
2 振込口座名(カタカナ)」に、

B
(払い渡し希望)

を

B
(払渡し希望)

に、「受取り」を「受取」に、「希望受取先金融機関店舗名

(銀行・郵便局) 支店」を「希望受取先金融機関・店舗名

店」に改める。

別記第8号様式（表）中「納入通知書及び領収証書」を「納入通知（納付）書及び領収証書」に改め、同様式（裏）中「納入通知書及び領収証書」を「「納入通知（納付）書及び領収証書」」に、「に納入通知書」を「に「納入通知（納付）書及び領収証書」」に、「支払い」を「支払」に、

「
（例）延滞金算出の結果1,099円となった場合、99円は切り捨てられ、延滞金の額は、1,000円となります。
」

を
「
（例）延滞金算出の結果1,099円となった場合、99円は切り捨てられ、延滞金の額は、1,000円となります。
」

6 クレジットカード決済、インターネットバンキング等による放置違反金の納付（キャッシュレス納付）を行う場合には、今回同封した「納入通知（納付）書及び領収証書」に記載されているウェブサイトの内容に従って手続きしてください。指定納付期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合であっても、キャッシュレス納付を行うことができます。

なお、キャッシュレス納付は、当該放置違反金を納付したことを証する書面が発行されませんので、車検拒否を受けている場合には、納入場所のいずれかの窓口でお納めください。」

に改める。

別記第10号様式及び別記第11号様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

正 誤

○令和5年12月27日（号外第21号）

北海道人事委員会規則7－1456（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
15	左	13から21まで
誤		
		「 <u>41</u> 」「 <u>42</u> 」
		<u>42</u> <u>44</u>
		<u>43</u> <u>46</u>

別表第7の2カの表1級の欄中	<u>44</u>	を	<u>48</u>	に、
	<u>46</u>		<u>49</u>	
	<u>48</u>		<u>50</u>	
	<u>51</u>		<u>51</u>	」

正				
		「 <u>41</u> 」		「 <u>42</u> 」
		<u>42</u>		<u>44</u>
		<u>43</u>		<u>46</u>
別表第7の2カの表1級の欄中	<u>44</u>	を	<u>48</u>	に、
	<u>46</u>		<u>49</u>	
	<u>48</u>		<u>50</u>	
	<u>50</u>		<u>51</u>	」

○令和6年1月19日（本号第473号）

北海道告示第19号（土地改良区の役員の就任及び退任の届出）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
33	右	13
誤	同	市永山町15丁目145番地の14
正	同	市永山町13丁目145番地の14
ページ	欄	行
33	右	22
誤	同	市永山町15丁目145番地の14
正	同	市永山町13丁目145番地の14